

福総庶彥第八百九十八号

昭和六十年六月四日

福生市議会議長

森田治男殿

福生市長 田村 匡雄 (印)

昭和六十年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和六十年六月四日付け、福生市告示第四十号（別紙参照）をもつて、昭和六十年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写 福生市告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十
年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十年六月四日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和六十年六月十一日
二 場 所 福生市議会議場

(写)

福総庶発第八百九十九号

昭和六十年六月四日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議案の送付について

昭和六十年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第四十二号 福生市行政改革審議会条例

二 議案第四十三号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第四十四号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算（第一号）

四 議案第四十五号 昭和六十年年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

五 議案第四十六号 昭和六十年年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

六 議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

- 七 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 八 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 九 議案第五十号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 十 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十一 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十二 議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十三 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十四 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十五 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十六 議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十七 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十八 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十九 議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十 議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十一 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 二十二 議案第六十三号 市道路線の廃止について
- 二十三 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について
- 二十四 諮問第二号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

陳情第六十一号

「外国人登録法」改正に関する陳情書

(陳情の趣旨)

「外国人登録法」の改正並びに運用の改善につき、日本国憲法、国際人権規約等にうたわれている基本的人権の尊重、内外人平等の原則に照らし、他の一般外国人とは異なる特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人の人権を尊重する方向でなされるよう貴議会において決議され、政府及び関係各機関に意見書を提出していただきたくここに陳情するものです。(陳情の理由)

御承知のように「外国人登録法」は在日外国人、とりわけその圧倒的多数を占める在日朝鮮人を対象とした法律であります。

この法律は、表向きは「外国人の居住及び身分関係を明確ならしめ、・・・公正な管理に資することを目的とする」(同法第一条)とありますが、同法が普通犯罪人にしか許されない指紋登録を義務づけたり、刑罰をもつて外国人登録証明書の常時携帯、提示義務や十四日以内の変更登録申請義務等を強いていることから明らかです。このため、同法が制定された一九四七年(一九五二年までは外国人登録令)から一九八一年までの三十四年間に五十万二千七百四十一名もの在日朝鮮人が検挙され、懲役、罰金等に処せられています。これは、同法の罰則適用をうける十六才(八二年改正時までは十四才)以上のすべての在

日朝鮮人が検挙された計算になります。しかもその「違法」内容というのは、自宅に登録証明書を忘れたとか、引越先の住所を十四日以内に申請(変更登録)しなかつたというまつたくささいな過失に基づくのがほとんどです。このように在日朝鮮人は、「外国人登録法」によつて取締りの対象とされ、日常的に人権の侵害を受けています。

私たちは、右のような実情にかんがみ、常時携帯義務並びに罰則の適用除外、指紋登録の廃止などにつき機会あるごとに是正を求めてきましたが、いまだに何らの措置もとられていません。

「外国人登録法」の抜本的改正は、いまや在日朝鮮人の総意となつています。そればかりでなく、すでに日本の総人口の六〇%以上が居住する八百の地方議会と全国市長会、登録事務を担当する外国人登録事務協議会全国連合会などが相次いで決議、要望書等を採択し、日本政府当局に申し入れており、主要新聞も「登録法」の改正を一致して求めています。また、国連人権委員会は「外国人登録法」問題に大きな関心を寄せており、国際民主法律家協会は改正決議を採択するなど国際世論も高まっています。

特に今年は、五年に一回の登録の大量切替が行われます。

私たちは、一般外国人と異なる在日朝鮮人の歴史的特殊事情及び生活の実情に照らして、

また人権尊重の日本国憲法精神並びに内外人平等を基本原則とする国際人権規約等の国際法の理念に照らし、長期にわたつて日本に在留する朝鮮人の基本的人権を保障する方向で「外国人登録法」の改正並びに同法の運用の改善がはかられるべきであると考え、貴議会が次の諸点につき議決されるよう陳情するものであります。

記

- 一、指紋押捺制度を廃止すること。
- 一、登録証の常時携帯制度を廃止すること。
- 一、懲役、罰金などの刑罰制度を廃止すること。

昭和六十年五月二十日

陳情者

福生市志茂一四一

在日本朝鮮人総聯合会三多摩西部支部
常任委員会

委員長 金

隆

吉

㊦

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議席の変更願

このたび都合により次のとおり議席を変更したいので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

二十一番 田村市郎を二十三番に

二十三番 木村治男を二十一番に

昭和六十年六月三日

福生市議会議長

木村 治男 殿

木村 治男
森 田 治男



福議発第

昭和六十年六月五日

殿

福生市議会議長

議案説明員の出席要求について

昭和六十年第二回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 六月十一日(火) 午前十時
二場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第 900 号

昭和60年 6 月 4 日

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

福生市議会議員

昭和六十一年六月 五日

廻

福生市議会議員

二 郡 酒 福生市議会議員
一 日 朝 六月十一日（火） 午後十時

おは、福生市議会議員の職務を制限の上で執行いたします。
衆の財政上の要求は、これを要す。

昭和六十一年六月二日 福生市議会議員の職務を制限の上で執行いたします。
衆の財政上の要求は、これを要す。